

◎国際開発協会への加盟に伴う措置に

関する法律の一部を改正する法律

(平成二六年三月三十一日法律第一四号)

一、提案理由(平成二六年三月一九日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣　ただいま議題となりました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

.....(略).....

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

同協会は、世界銀行グループの中核機関として、所得水準の特に低い開発途上国に対し、超長期かつ低利の融資や贈与等を行うことを主たる業務とする国際機関であります。先般、同協会の本年から三年間の財源を確保するため、第十七次の増資を行うことが合意されております。

政府においては、開発途上国の経済成長と貧困削減に果たす

同協会の役割の重要性に鑑み、この第十七次増資に係る追加出資を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、政府が同協会に対し、三千三百四十二億四千四百万円の範囲におきまして追加出資を行い得るよう、所要の改正を行うものであります。

以上が、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二六年三月二十五日)

○林田彪君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の第十七次増資に伴い、同協会に対し、政府は、従来の出資額のほか、三千三百四十二億四千四百万円の範囲内において追加出資することができるとするものであります。

両案は、去る三月十八日当委員会に付託され、十九日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年三月二五日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、我が国の厳しい財政状況のもと資金拠出することに鑑み、出資のみならず融資による資金拠出を組み合わせるとともに、国際機関の活動並びに我が国の貢献について一層の広報、宣伝、情報公開を行うことにより、日本国民の理解を得るよう努めること。また、融資を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう配慮し、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果について検証を行い、見直しを行うこと。更に、我が国の融資債権等の保全については万全

を期すよう努めること。

一 政府は、日本人の国際貢献機会を拡大する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、民間企業からの出向機会の拡大、弁護士等法曹有資格者などの専門職及び社会科学のみならず自然科学を含めた修士、博士課程修了者の具体的なポスト獲得のための働きかけを行うなど採用段階における支援を行うとともに、継続的なキャリアパスの提示や任期終了者の交流機会の確保を含め国家として人材の確保、後進指導に努め、日本国内における人材育成を活性化させる方策を講じること。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二六年三月二八日)

○塚田一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
……………(略)……………

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の第十七次増資に応じため、我が国が追加出資を行うことを政府に授權する規定を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、通関

手続の迅速化に向けた取組、麻薬、銃器等の水際取締り強化の方策、国際金融機関における日本人職員を増員させる必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年三月二七日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政府は、国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、出資のみならず融資による資金拠出を組み合わせるとともに、国際機関の活動並びに我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開の充実に努めること。また、融資を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう配慮し、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果について十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 一 政府は、日本人の国際貢献機会を拡大する観点から、世界

銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を上げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、民間企業からの出向機会の拡大、弁護士等法曹有資格者などの専門職及び社会科学のみならず自然科学を含めた修士、博士課程修了者の具体的なポスト獲得のための働きかけを行うとともに、主要出資国にふさわしい必要なポスト獲得に尽力すること。また、国家として人材の確保、後進指導に努め、日本国内における人材育成を活性化させる方策を講じること。

右決議する。